

○総務省令第四十四号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年四月三日

総務大臣 鳩山 邦夫

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号の十四の次に次の十四号を加える。

十一の十五 設備規則第四十九条の六の七においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の十六 設備規則第四十九条の六の七においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・直交周波数分

割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

十一の十七 設備規則第四十九条の六の八においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の十八 設備規則第四十九条の六の八においてその無線設備の条件が定められている時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

十一の十九 設備規則第四十九条の六の九においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の二十 設備規則第四十九条の六の九第一項においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの

十一の二十一 設備規則第四十九条の六の十においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に

使用するための無線設備

十一の二十二 設備規則第四十九条の六の十においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

十一の二十三 設備規則第四十九条の六の十一においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の二十四 設備規則第四十九条の六の十一第一項においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの

十一の二十五 設備規則第四十九条の六の十二においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの

十一の二十六 設備規則第四十九条の六の十二においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの

十一の二十七 設備規則第四十九条の六の十二においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの

十一の二十八 設備規則第四十九条の六の十二においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの

第二条第二項中「第十一号の十二」の下に「、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十

一号の二十一、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六」を加える。

○	備設線無の二の二の号一十第項一第条二第
---	---------------------

○	備設線無の二の二の号一十第項一第条二第
---	---------------------

○	備設線無の二の六の号一十第項一第条二第
---	---------------------

○	備設線無の三の六の号一十第項一第条二第
---	---------------------

○	備設線無の二の六の号一十第項一第条二第
---	---------------------

○	備設線無の三の六の号一十第項一第条二第
---	---------------------

○	備設線無の二の十の号一十第項一第条二第
---	---------------------

○	備設線無の三の十の号一十第項一第条二第
---	---------------------

○	備設線無の二の十の号一十第項一第条二第
---	---------------------

○	備設線無の三の十の号一十第項一第条二第
---	---------------------

○	備設線無の四十の号一十第項一第条二第
---	--------------------

別表第一号一(3)アの表中

						○	○	○
--	--	--	--	--	--	---	---	---

を

						○	○	○
--	--	--	--	--	--	---	---	---

に、

						○	○	○
						○	○	○

を

						○	○	○
						○	○	○

に、

						○	○	○
						○	○	○

を

						○	○	○
						○	○	○

に、

						○	○	○
--	--	--	--	--	--	---	---	---

				○	○	○	○		
--	--	--	--	---	---	---	---	--	--

				○	○		○		
--	--	--	--	---	---	--	---	--	--

				○	○	○	○		
				○	○	○	○		

				○	○		○		
				○	○		○		

				○	○	○	○		
				○	○	○	○		

				○	○		○		
				○	○		○		

				○	18注○	16注○	17注○		
--	--	--	--	---	------	------	------	--	--

条二第

--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--

○	○	○	備設線無の四十の号一十第項一第
○	○	○	備設線無の五十の号一十第項一第
○	○	○	備設線無の六十の号一十第項一第
○	○	○	備設線無の七十の号一十第項一第
○	○	○	備設線無の八十の号一十第項一第
○	○	○	備設線無の九十の号一十第項一第
○	○	○	備設線無の十二の号一十第項一第
○	○	○	備設線無の一十二の号一十第項一第
○	○	○	備設線無の二十二の号一十第項一第
○	○	○	備設線無の三十二の号一十第項一第
○	○	○	備設線無の四十二の号一十第項一第
○	○	○	備設線無の五十二の号一十第項一第
○	○	○	備設線無の六十二の号一十第項一第
○	○	○	備設線無の七十二の号一十第項一第
○	○	○	備設線無の八十二の号一十第項一第

を

注○								○
○							15注○	○
○								○
○							15注○	○
○								○
○							15注○	○
○								○
○							15注○	○
○								○
○							15注○	○
○								○
○							15注○	○
○								○
○							15注○	○
○								○
○								○

に改め、同表注16中「及び時分割・符号分割多

						○	18注○	16注○	17
						○		○	
						○		16注○	
						○		○	
						○		16注○	
						○		○	
						○		16注○	
						○		○	
						○		16注○	
						○		○	
						○		16注○	
						○		○	
						○		○	
						○		16注○	
						○		16注○	

割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。）の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。）の無線設備（周波数分割複信方式を用いるものにあつては陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するもの、時分割複信方式を用いるものにあつては基地局と通信を行うものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備であつて時分割複信方式を用いるもの及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。）の無線設備（周波数分割複信方式を用いるものにあつては陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）に限る」に改める。

別表第二号第一中「第11号の14」の次に「、第11号の16、第11号の18、第11号の20、第11号の22、第11号の24、第11号の27、第11号の28」を加え、「若しくは時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試

「無線局」及び「時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局若しくは直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」に定める。

第2条第1項	RW	第2条第1項
第2条第1項		第2条第1項

様式第七号注4の表中

第2条第1項

第11号の14に掲げる無線設備	RW
第11号の15に掲げる無線設備	DU
第11号の16に掲げる無線設備	EU
第11号の17に掲げる無線設備	FU
第11号の18に掲げる無線設備	GU

第11号の19に掲げる無線設備	HU
第11号の20に掲げる無線設備	IU
第11号の21に掲げる無線設備	JU
第11号の22に掲げる無線設備	KU
第11号の23に掲げる無線設備	LU
第11号の24に掲げる無線設備	MU
第11号の25に掲げる無線設備	NU
第11号の26に掲げる無線設備	OU
第11号の27に掲げる無線設備	PU
第11号の28に掲げる無線設備	QU

に定める。

」

附 則

この省令は、公布の日から施行する。